

論 説

スターリン民族理論の特質

——レーニンとの対比において——

丸 山 敬 一

1

本稿は、レーニンとスターリンの民族理論の差異を、とりわけスターリンに重点をおいて検討してみようとするものである。だが、多くのスターリン民族理論の研究者たちが試みているように、スターリンによる「民族」および「民族運動」の定義は正しいか、とか、民族を「ブルジョア民族」と「社会主義民族」とに歴史発展段階的に区別するのが妥当であるかどうか、とか、スターリンの主張する「ナーツィア」と「ナロードノスチ」の関係はどうか、などといった、いわば民族理論の原理論的諸問題を検討しようとするものではない¹⁾。ここではむしろ、民族政策的な諸問題をレーニンとスターリンの対比において考察してみたい。とりわけ、以下の3点が考察の対象となる。

① 「民族の自決権」と「プロレタリアートの自決権」の関連を、レーニンとスターリンは、それぞれどのように把握していたのか。

② 分離権を行使せず、ロシア共和国内にとどまろうとする諸民族と大ロシア民族の関係を具体的に解決する際に、レーニンとスターリンとの間に差異はなかったであろうか。

③ 抑圧民族のナショナリズムと被抑圧民族のナショナリズムに対する態度において、レーニンとスターリンの間にちがいがみられるのではないか。

こうした問題を検討してみようとするのは、プロレタリア・インターナ

ンヨナリズムが、いかなる契機で大ロシア民族主義に陥ってしまうことになったのかを理論的に究明してみたいというところに、私の主たる関心があるからである。この観点からみる時、レーニンの理論はよりプロレタリア・インターナショナルイズムに忠実であったのに対し、スターリンの理論には、後に大ロシア民族主義に陥る契機が初めから内在していたと思われるのである。本稿では、上述の3点において、このことを証明してみたい。

2

まず、レーニンが生涯を通じて一貫して主張した「民族自決権」の性格からみていきたい。周知のように、レーニンは民族自決権を「各民族が自分の運命を自分で決定する権利²⁾」として定義し、その具体的形態として、各民族は、政治的に分離独立して単一の民族国家を形成することもできるし、その一員になりたいと思う国家を自由に選んで、その国家と連邦を形成することもできれば、それと完全に融合することもできるとした。そして、そのいずれの形態をとるべきであるかは、各民族が外部からのいかなる干渉もなしにまったく自主的に独立して決定しうるものとしたのである。したがって、レーニンによれば、民族自決権は対外的には——つまり民族相互間では——無条件に認められるべき権利であって、何人といえども侵すことのできない絶対的権利であった。とりわけ、抑圧民族（いわゆる大民族）の社会主義者は被抑圧民族に対して無条件の民族自決権を承認しなければならない、というのがレーニンの主張であった。「われわれプロレタリアートの党は、暴力もしくは不正によって外部から民族自決に影響をあたえようとするいっさいの企てに、つねに無条件に反対しなければならない³⁾」というレーニンの主張や、「どんなにわずかでも『自分の』民族が他民族にたいして暴力をふるうのをみとめるようなプロレタリアートは、社会主義的プロレタリアートではありえない⁴⁾」といったレーニンの表現は、彼が民族自決権を、民族相互間ではあくまでも絶対的な権利として考えていたことを示している⁵⁾。

だが、元来が国際主義者であり、自民族の発展ではなく自階級の発展を目指さなければならないマルクス主義者の一人として、レーニンは、各民族の内部では、民族自決権の要求は、階級闘争の利益に従属しなければならないと主張した。このことを、彼は「われわれ自身としては、民族の自決でなく、それぞれの民族内のプロレタリアートの自決について配慮する⁶⁾」とか、「プロレタリアートの党としての社会民主党は、民族の自決でなく、各民族内のプロレタリアートの自決を促進することを自己の積極的な主要任務としている⁷⁾」とか、さらには、「民族自決の問題で、なによりもわれわれの関心をひくのは、民族の内部におけるプロレタリアートの自決である⁸⁾」とか表現している。つまり、ある民族が自決権を行使するに際して、その民族内のプロレタリアートが、独立した階級として、独自の判断からこの自決に対して決定的な力を行使すべきことが説かれているのである。

したがって、社会民主党は、民族自決権の行使に際して、その「ひとつひとつのばあいについて、社会の発展全体の利益の見地から、社会主義をめざすプロレタリアートの階級闘争の見地から、まったく自主的に解決しなければならない⁹⁾」ということになる。ただ、「諸民族の自発的な接近と融合」をこそ、社会主義の究極の目標と考える国際主義者のレーニンとしては、上述の自決権行使の具体的形態の中では、諸民族が大国家の中にとどまり、「さまざまな民族が自由に平和のうちに仲よく暮らす¹⁰⁾」という完全な民族融合と同化の道を選んでくれることを希望していた。そして、これが、レーニンからみて最も望ましいプロレタリアートの自決の形態だったのであろう。しかし、彼は過渡的形態として、さまざまな民族が独立した上で連邦国家を形成することもやむをえないと考えていたし、完全な分離独立をも認める用意はあった。ただ、その際、被抑圧民族のブルジョアジーの主導権によってではなく、プロレタリアートの主導権のもとに、この分離独立を実現すべきであると考えていたのである。

したがって、レーニンの立場は、民族相互間では、民族自決権の絶対性を尊重しあいながら、各民族の内部ではプロレタリアートの自決を促進す

る立場として要約することができよう。¹¹⁾

ところで、民族問題の専門家として自他ともに許し、十月革命後民族人民委員を勤めたスターリンの民族自決権に対する態度は、どのようなものであったろうか。一般にスターリンはレーニンにも推奨された民族問題の¹²⁾権威であって、両者の民族理論の間には本質的な差異はなかったかのよう¹²⁾に考えられている。だが、詳細に検討してみると、レーニンの民族自決権に対する見解とスターリンのそれとの間にはかなりの差異があるといわなければならないし、スターリンの見解の中にこそ、大ロシア民族主義を可能とする要因が内在していたとみなければならないのである。

スターリンは、主著『マルクス主義と民族問題』の中で、民族自決権の対外的絶対性を次のように強調する。「自決権とは、民族の運命をきめる権利をもつものは民族自身だけであるということ、民族の生活に強制的に干渉し、民族の学校その他の施設を破壊し、その風習や慣習をうちやぶり、その言語を圧迫し、その諸権利を制限する権利をもつものは、だれひとりいないということ、である」¹³⁾。

スターリンは民族自決権の対外的絶対性をよほど確信していたとみえて、このような表現は、この著作の中にくり返し現われてくる。それらの中からさらに2つほどを引用しておこう。

「民族は自分の運命を自由に決定する権利をもっている。それは、もちろん、他の民族の権利をふみにじらなければ、自分のすきなようにやってゆく権利をもっている。これは議論の余地のないことである」¹⁴⁾。

「民族は自分の希望どおりにやってゆく権利をもち、自分のどんな民族的制度（有害なものをも、有益なものをも）をも維持する権利をもつ。だれも一つの民族の生活に強制的に干渉することはできない（だれにもその権利はない」¹⁵⁾」

しかし、スターリンは、上掲の最後の引用文に続けて、次のようにいう。「だが、このことは、社会民主党は民族の有害な制度や民族の不合理的な要求とたたかわず、これに反対する煽動をおこなわないであろう、とい

うことを意味するものではない。それどころか、このような煽動をおこない、プロレタリアートの利益にもっともふさわしい形で民族が身を処してゆくように民族の意志に影響をあたえることは、社会民主党の義務である。だからこそ社会民主党は、民族自決権のためにたたかいながらも、それと同時に、たとえばタタール人の分離にたいしても、カフカーズ諸民族の文化的＝民族自治制にたいしても、反対するであろう。なぜなら、前者も後者も、これらの民族の権利には反しないが、しかし綱領の『正確な意味には』、すなわちカフカーズのプロレタリアートの利益には、反しているからである。あきらかに、『民族の権利』と綱領の『正確な意味』とは二つのまったく異なった平面にある¹⁶⁾」。

ここには、問題とすべき点が二つある。まず、スターリンが、民族自決権とプロレタリアートの利益とを、「二つのまったく異なった平面にある」として、この両者の関連を何ら把握していないという点である。民族自決権とプロレタリアートの利益とが合致する場合はいい。だが、それらが相互に敵対しあった場合——ロシア革命後に現実に行った事態——にはどうなるであろうか。その時には、マルクス主義者の義務として、当然、プロレタリアートの利益の方を優先することになるであろう。だが、その時には、民族自決権は空約束となってしまうであろう。スターリンの民族理論には、その出発点から——『マルクス主義と民族問題』は彼の民族理論の出発点であった——プロレタリアートの利益を口実にして民族自決権を形骸化する論理が内在していたのである。

次に注目すべきは、スターリンが、一般に社会民主党に言及するのみで、この社会民主党が、一体どの民族の社会民主党なのか、を特定していない点である。上掲の引用文の中に述べられている社会民主党が、タタール民族やカフカーズ諸民族の社会民主党であれば、何ら問題はない。その時には、スターリンのこの主張は、一民族内でプロレタリアートの自決を促進していくことが、おのこの民族の社会民主党の義務であるとするレーニンの主張にまったく合致する。だが、もしこの社会民主党が、ロシア

社会民主党であつたらどうであろうか。その時には、大ロシア民族の社会民主党が、モスクワからタタール民族やカフカース諸民族の民族自決に、革命の利益を口実にして容喙することが可能となる。民族自決権は革命の利益に従属すべきであるという一民族内での真理を国際的次元に拡大するとき、プロレタリアートの利益のためには、他民族の自決権をいくらでも侵害しうるといふ論理が完成するのである。

事実、スターリンはロシア革命後、この論理を完成する道を歩んだ。彼もはじめはレーニンの方針に従って、フィンランドの独立に賛成した。ヘルシンキでのフィンランド社会民主労働党大会に革命ロシア政府を代表して出席し、フィンランドの完全な分離独立を宣言したのは、他ならぬスターリンであった。彼はいう。「フィンランドの民族にたいしても、ロシアのその他のあらゆる民族にたいしても、自分の生活をいとなむ完全な自由／フィンランドの民族とロシア民族との自由意志による誠実な同盟／フィンランドにたいする上からのどんな後見も監督も廃止する／これが人民委員会議の政策の指導原理である¹⁷⁾」。

当時、フィンランドの政府は、プロレタリアートの政府だったわけではない。それはブルジョアジーの政府であった。スターリンにも、そのことはよく分っていた。彼は、1917年12月22日の全ロシア中央執行委員会議で報告して、言った。「フィンランドが独立を獲得した有様を、もっと注意深く熟視するならば、われわれはつぎのことを発見するであろう。すなわち、実際には人民委員会議が自由をあたえたのは、フィンランドの人民にでも、プロレタリアートの代表者にでもなくて、その意志に反してフィンランドのブルジョアジーにたいしてあたえたのであった¹⁸⁾」。しかし、人民委員会議は、これ以外の行動をとることはできなかつたのだ、とスターリンはいう。なぜならば、「ある民族が自分の代表者を通じてその独立の承認を要求するばあいには、プロレタリア国家は民族に自決権をあたえるという原則にもとづいて、これに応じなければならないからである¹⁹⁾」。スターリンが、この時点まで、少くとも1917年12月22日の時点までは、民族自

決権の対外的絶対性の方に重きをおいていたことは明らかである。

レーニンもスターリンも、辺境の非ロシア系諸民族が、ロシアに見習って、それぞれの民族内部で革命を遂行すること、また分離の権利をえたのちも、社会主義諸国の自由連合のメンバーとして自発的にもう一度ロシアと結びつくことを期待していた。そして、それは、当時の世界革命論からみれば当然の期待であった。当時のボルシェヴィキたちは、ロシアについてヨーロッパに、少くともドイツには早急に革命が起るものと信じていた。²⁰⁾ そうすればロシアとドイツには生まれたポーランドも社会主義化するであろうし、ロシア周辺の諸民族にも続々とソヴィエト政権が樹立されるであろう、と考えていたのである。そして、その時には、民族の自決は、そのままプロレタリアートの自決であり、かくして自決権を勝ちえた諸民族も、政治的分離を求めず、みずから進んでロシア共和国内にとどまるであろうと考えられていたのである。

事態が、この期待通りに進んでいけば、何ら問題は起きなかったであろう。だが、現実はそのようには展開しなかった。ロシアの辺境地方に一斉に生まれ出た非ロシア系諸民族の政府は、例外なく反ボルシェヴィキで、ロシアからの完全な分離を要求した。そして、それぞれの民族内部でも、これらのブルジョア民族政府と労働者・農民の対立が激化してきた。たとえば、ウクライナではウクライナ・ラーダとウクライナ・ソヴィエトとの間に激しい戦闘が展開された。フィンランドにも同様な事態がみられた。フィンランドのブルジョア政府とフィンランド社会民主主義者の間で激しい内乱がくりひろげられたのである。しかも、これらのブルジョア民族政府の背後には、ヨーロッパの反革命軍が控えていた。民族自決権が、反革命政策の道具に転じられてしまったのである。²¹⁾ レーニンの理論からみれば、これは予想外の不幸な事態であった。

こうした事態に直面して、民族自決権とプロレタリアートの自決とを、ともにかかげるソヴィエト・ロシアは、一体そのどちらを支持すべきなのであろうか。²²⁾ スターリンは、この問題を、民族自決権は対外的にも革命の

利益＝プロレタリアートの自決権に従属すべき権利である、とすることによって解決した。彼は、1918年1月の第3回全ロシア労・兵・農代表ソヴェト大会の演説で、この点を次のように明瞭に述べた。「自決の原則は、その民族のブルジョアジーの自決権としてではなく、その勤労大衆の自決権として解釈されねばならない。自決の原則は、社会主義のための闘争の手段でなければならないし、社会主義の原則に従属しなければならない²³⁾」。

さらに、1918年11月の「10月変革と民族問題」と題する論文の中では、民族自決権とプロレタリアートの自決権は、二つの歴史的発展段階として位置づけられることになった。「『全権力を民族ブルジョアジーに』というスローガンをかかげる民族自決の原則の古いブルジョア的理解が、革命の過程そのものによって暴露され、なげすてられることとなった。『全権力を被圧迫民族の勤労大衆に』というスローガンをかかげる民族自決の原則の社会主義的理解が、全面的に承認され、適用の可能性を得ることとなった²⁴⁾」。ここにいう「民族自決の原則の社会主義的理解」とは、プロレタリアートの自決権の主張にほかならない。スターリンは、いまや「プロレタリアートの自決権」のみを主張すべきであって、「民族自決権」は時代おくれのものとして投げすてられるべきだ、というのだ。

スターリンは、この立場から、やがて周辺諸民族の分離に反対していくことになる。「現在の国際的条件のもとで辺境地方の分離を要求することがまったく反革命的であることを理解するには、ロシアから分離したグルジア、アルメニア、ポーランド、フィンランドなどが、独立の外観だけをたもちながら、実際には連合国の無条件的な家臣になってしまったのを見るだけで十分であるし、また、ウクライナとアゼルバイジャンが、前者はドイツ資本の、後者は連合国のえじきになったという最近の歴史を思いだすだけで十分である²⁵⁾」。たしかに、この1節のみられる論文「ロシアの民族問題にかんするソヴェト権力の政策」の中で、辺境諸民族の民族自決権は、名目的には否定されていない。依然としてスターリンは、「ロ

シアの辺境地方、これらの辺境地方に住んでいる民族や種族は、他のあらゆる民族と同じように、ロシアから分離する固有の権利をもっている²⁶⁾と述べているからである。だが、民族人民委員たるモスクワのスターリンが、辺境地方の分離を要求するのはきわめて反革命的であり、革命の利益が分離の権利に優越すると主張している以上、分離権が、単なる名目にとどまらざるをえないのは明らかであろう。したがって、アルフレッド・コパンが、この間の事情を要約して、次のように述べた時、彼がソ連邦の分離権の性格に関して不当なことを主張したとはいえないのである。

「しかしどう定義しようとも、真実のところ、分離権は理論上の権利なのであってそれ以上のものではなかった。もしそれが宣伝目的をはなれてなんらかの価値をもつとしても、それは単に、ソヴィエト連邦内の諸民族の自尊心を満足させる鼻薬としての価値にすぎなかつた²⁷⁾」。

中央と辺境諸民族とは、後にみるように、辺境諸民族に地方自治制を認めるという形で結合しなければならないというのがスターリンの具体的解決策であった。分離権は地方自治権にまで縮小されてしまったのである。

3

この具体的解決策を、スターリンが、ウクライナ、ベロロシア、アゼルバイジャン、グルジア、アルメニアなどの諸ソヴィエト共和国とロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国（以下、引用文を除き、ロシア連邦共和国と略記）との間に適用しようとする過程で起ったのが、いわゆる「グルジア問題」であった。1920年から21年にかけて、上述の6つの共和国の相互関係は必ずしも明確ではなく、ロシア連邦共和国と他の5つの共和国の間に結ばれた一連の2国間条約によって、経済、国防、外交政策の各分野における協力関係が確立されていたのである。

この不明確な関係を確定すべく、1922年8月、モスクワに一つの委員会が設けられた。この委員会は、その長たるスターリンの起草になる決議案——「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国と独立の諸共和国との相互関

係について」を作成した。この決議案は、6項目からなっているが、とりわけ第1項と第2項とが、この案の性格を最も明瞭に示している。まず第1項にいう。

「ウクライナ、ペロルシア、アゼルバイジャン、グルジア、アルメニアの各ソヴィエト共和国とロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国とのあいだに、前者がロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国に正式に加入する条約を締結することが合目的的であるとみとめる²⁸⁾」。

つまり、上述の5つのソヴィエト共和国は、既存のロシア連邦共和国に加入すべきだ、というのである。しかも、第3項以下には、各独立共和国の主権のロシア連邦共和国への大幅な移譲が規定されているので、この案は、全体として、10月革命後に独立を勝ち取った上述の5つの共和国の独立を再び否認して、主権をもたない自治共和国として、もう一度、大ロシア民族の共和国たるロシア連邦共和国の中に編入しようと意図するものであった。

次に第2項をみよう。

「これに従い、ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国全ロシア中央執行委員会の決定は、第1項にあげた諸共和国の中央機関にたいして拘束力をもつものとみなす²⁸⁾」。

このことは、一言でいうならば、ロシア連邦共和国の政府、その中央執行委員会、その人民委員会議が、今後、諸共和国から成る全体の政府を構成することになるということの意味していた。

しかも、第6項では、この計画案がロシア共産党中央委員会によって確認されれば、それは公表されずに、全ロシア・ソヴィエト大会の招集以前に各共和国の中央委員会に伝達され、全ロシア・ソヴィエト大会では、これが、それら共和国の願望であると宣言される、という巧妙なトリックが規定されていた。各共和国が、みずから進んでロシア連邦共和国の中へ加入しようとしたのだ、という外観をよそおうためである。²⁹⁾

この決議案に対するレーニンの態度は、1922年9月26日付のカーメネフ

あての手紙の中にみることができる。³⁰⁾ この手紙の中でレーニンは、「スターリンには事をいそぎすぎる傾向が多少ある」と懸念を表明し、つづいて、第1項を、ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国へ「加入する」というかわりに、「ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国と正式に合同して、ヨーロッパおよびアジアのソヴィエト共和国連邦を結成する」という表現に改めるべきことを提案している。つまり、レーニンは、ロシア連邦共和国は、上述の5つの共和国と、平等の立場に立って、新しい同盟、新しい連邦——ヨーロッパとアジアのソヴィエト共和国連邦——に加盟すべきだ、というのである。

したがって、当然、第2項も変更する必要がある。ロシア連邦共和国の全ロシア中央執行委員会とならんで、「ヨーロッパとアジアのソヴィエト社会主義共和国連邦の全連邦中央執行委員会」を新たに創設すべきであるという変更である。

レーニンとスターリンの立場の相違は明らかである。スターリンが、他の共和国に対するロシア連邦共和国の優位を保持しようとしたのに対し、レーニンは、あくまでも諸共和国の平等を実現しようとしていたからである。

レーニンの提案を入れて、委員会の決議案は、次のように書き直された。ここでは第1項と第2項のみかかげる。

「1、ウクライナ、ベロルシア、ザカフカース共和国連邦、ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国間に『社会主義ソヴィエト共和国連邦』に統合する条約を締結し、その各国に『連邦』から自由に脱退する権利をのこしておくことを必要とみとめる。」

「2、『連邦』の最高機関は『連邦中央執行委員会』とみとめる。これは、ロシア社会主義連邦ソヴィエト共和国、ザカフカース連邦、ウクライナ、ベロルシア各中央執行委員会の代表から、彼らの代表する住民に比例して、構成される³¹⁾」。

レーニンの提案が、大幅に取り入れられている。だが、この案もグルジ

アの共産主義者たちを満足させることはできなかった。なぜなら、グルジアの共産主義者たちは、ウクライナやベロロシアと同じく、独立して、直接に社会主義ソヴィエト共和国連邦（以下、引用文を除き、ソヴィエト連邦と略記）に加盟したいと切望していたのに、この決議案では、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジアの3共和国が結合してザカフカーズ共和国連邦を結成し、それを通じて間接的にソヴィエト連邦に加盟することになっていたからである。グルジア共産主義者の目からみれば、ザカフカーズ共和国連邦の結成は、依然として、スターリンの自治化案の貫徹ではないか、と思われた³²⁾のである。

こうして、あくまでも独立してソヴィエト連邦に加盟しようとするマハラツェ、ムジヴァニ、ツィンツァーゼらグルジア共産主義者、彼らを「社会民族主義者」と非難して強引にザカフカーズ連邦の結成を貫こうとするオルジョニキツェとスターリン、初めは情報不足もあってオルジョニキツェを支持していたが、後にルイコフやジェルジンスキーの報告をえて急速にグルジア共産主義者の立場に同情するにいたるレーニン——これら3者の角逐の過程はきわめて錯綜しているが、本稿の目的からみて、ここでは、これ以上この過程を詳細に跡づけることはできない。この点については、リチャード・パイプスの古典的著作³⁴⁾、M・レヴィンの『レーニンの最後の闘争』³⁵⁾、あるいは、³⁶⁾我が国のいくつかの研究論文に譲りたい。しかし、レーニンが、グルジアにおけるオルジョニキツェの植民地総督のような振舞いや、グルジアの一党員に対する彼の殴打事件などを知るに及んで、22年の12月30日と31日に、3回にわたって、ソヴィエト政権の民族政策に関して秘書に口授した「少数民族の問題または『自治共和国化』の問題によせて」と題する「覚え書」については、どうしても、これを検討しておかなければならない。なぜなら、ここに被抑圧民族（少数民族）に対するレーニンの原則的立場が、きわめて明確に呈示されているからである。

この「覚え書き」は自己批判から始まっている。レーニンは、「私は、

悪名高い自治共和国化の問題——公式にはソヴィエト社会主義共和国同盟の問題とよばれているようであるが——に十分力づよく、また十分すどく干与しなかった点で、ロシアの労働者にたいして大きな罪をおかしたようにおもわれる⁸⁷⁾と述べて、スターリンらの修正案——ザカフカース共和国連邦案——を旧案と同じく、「自治共和国化」の試みとして把握している。そして、オルジョニキッセが腕力をふるわなければならないような事態になったということ自体が、自治共和国化の企てが根本的にまちがっており、時宜をえないものであったことを示していると説く。

つづいて、レーニンは、スターリンやオルジョニキッセを「真にロシア的な人間、大ロシア人の排外主義者、実質上卑劣漢で暴圧者」、「真にロシア人的なデルジモルダども」と呼び、こうした「排外主義的な大ロシア人のやくざもの」の大海のなかでは、「同盟からの脱退の自由」(分離権)など「一片の反古」にすぎなくなってしまうと述べている。

そして、これに対して、レーニンは民族問題に対する真にプロレタリア的な態度を対置する。彼はいう。「抑圧民族にとっての国際主義とは、諸民族の形式的平等をまもるだけでなく、生活のうちに現実に生じている不平等に対する抑圧民族、大民族のつぐないとなるような、不平等をしのぶことでなければならない」。歴史上の過去に、少数民族が強大民族の政府からこうむった不信、疑惑、侮辱を少数民族に対するその態度により、その譲歩によって、なんとかしてつぐなうことが必要である。そうしてはじめて、少数民族の信頼がえられ、抑圧民族と被抑圧民族のプロレタリアートの真に国際的な連帯が可能となるのである。

グルジア民族に対する当面の場合にも、われわれ強大民族の共産主義者は、特別慎重に、特別用心深くふるまって、譲歩することが、問題に対する真にプロレタリア的な態度であったはずである。問題のこの側面を不注意に扱い、「社会民族主義」という非難を不用意に投げつけるグルジア人は、実はプロレタリア的階級連帯の利益をそこなうものである。なぜなら、民族的不公正ほど、プロレタリア的階級連帯の発展と強固さを阻害す

るものではなく、また平等の侵害ほど、自分の同志であるプロレタリアによってこの平等が侵害されることほど、「侮辱された」民族の人々の心にするどくひびくものはないからである。オルジョニキツゼは、たとえグルジア出身者ではあっても、この当時はモスクワ当局者だったのだから、激昂にかられる権利はなかった。反対に、彼には自制心を保つ義務があったのだ。そうレーニンは説く。そして、彼は实际的措置としてオルジョニキツゼを処罰し、スターリンとジェルジンスキーに政治的責任をとらせるよう提案している。

レーニンのスターリン、オルジョニキツゼに対する批判は、みられるごとく、まことにすさまじいものであった。だが、レーニンは、当時すでにクレムリンの奥深く眠る再起不能の病人にすぎなかった。彼が、この「覚え書」を口述しているまさにその同じ日、第1回全連邦ソヴィエト大会が開かれ、この大会は、スターリンらの修正案を可決し、グルジア民族は、独立してでなくザカフカズ連邦共和国を通じて間接的にソ連邦に加盟することとなったのである。³⁸⁾

だが、レーニンは、ソ連邦結成という既成事実には屈することなく、ますますグルジア反対派の立場を支持するようになり、23年3月5日には、トロツキーにあてて「党中央委員会でグルジア問題の擁護を引きうけてくださるよう、ぜひお願いしたい。この問題はいま、スターリンとジェルジンスキーの『追求』下にあるが私は彼らの公平さに安んじることはできない。いや、その逆ですらある³⁹⁾」という手紙を書いているし、翌3月6日には、グルジアの共産主義者ムチヴァニ、マハラツゼ、その他の人々にあてた手紙を書いている。

「尊敬する同志諸君！ 熱心にあなたがたの一件を見まもっています。オルジョニキツゼの乱暴なおこないと、スターリンとジェルジンスキーの寛大すぎる態度に腹をたてています。あなたがたのために覚え書きと演説⁴⁰⁾を準備中です。」

これが、レーニンが口述した最後の手紙となった。レーニンは翌3月7

日には激しい発作におそわれ、危篤状態に陥った。10日、彼の半身は麻痺し、最後に残った唯一の武器たる言語能力も奪われた。レーニンの政治生活は終わった。

ところで、グルジア問題をめぐるレーニンとスターリンの間のこのような対立は、両者の民族理論におけるどのような差異に由来するものであろうか。我々は、前節ですでに、スターリンがレーニンと異なって、民族自決権を対外的にもプロレタリアートの利益に従属すべき権利として、分離権そのものを単なる名目的な権利に変えてしまった過程をみてきた。このようなスターリンの理論的変質の他に、さらに2つの問題点を指摘しないわけにはいかない。その1つは、スターリンが「地方自治制」を民族問題の唯一の具体的解決策として重視していたという点であり、他の1つは、レーニンが常に抑圧民族（大ロシア民族）のナショナリズムとたたかうことに主力をおいていたのに対し、スターリンは、ともすれば被抑圧民族のナショナリズムの方をより敵視する傾向があった、という点である。ここでは、第1点を考察し、第2点は次節にゆずる。

スターリンは、すでに1913年に『マルクス主義と民族問題』の中で、「だから、民族自治制は、問題を解決するものではない。では出口はどこにあるか？ 唯一のただしい解決方法は、地方自治制、すなわちポーランド、リトワニア、ウクライナ、カフカーズ等のような規定された単位の自治制である⁴¹⁾」と述べているし、1917年4月29日のロシア社会民主労働党（ボ）第7回（4月）協議会での「民族問題にかんする報告」の中でも、「私は、ツァーリズムが打倒されたのちには、諸民族の10分の9が分離を欲しないだろうと思う。だから、党は、分離を欲しないで、しかも生活様式や言語などの特殊性によって異なっている諸州、たとえば、外カフカーズ、トウルケスタン、ウクライナのためには、地方自治制をもうけることを提案する⁴²⁾」と述べている。さらに、スターリンは、この報告の末尾で、民族問題の具体的解決策を、次の4箇条にまとめている。

「(a) 各民族にたいしては、分離権をみとめる。

- (b) ある国家の境界内にとどまる諸民族のためには、地方自治制。
- (c) 少数民族のためには、彼らに自由な発展を保障する特別の法律。
- (d) ある国家のあらゆる民族のプロレタリアのためには、わけられない単一のプロレタリアの集団、単一の⁴³⁾党」

ここでは、(c)項と(d)項の検討は、ひとまずおくとしよう。(a)項はどうであろうか。第2節ですでにみたごとく、分離権はすでに名目的な権利にすぎなくなってしまっていた。したがって、周辺諸民族にとっては、(b)項にもとづいて、ロシア連邦内に地方自治制を認められてとどまるという以外に生きるべき道はなくなってしまったのである。スターリンが、ウクライナ、ベロロシア、アゼルバイジャン、グルジア、アルメニアを自治共和国として、ロシア連邦に加入させようとした、いわゆる「自治化計画」は、こうした彼の地方自治論の延長線上に位置するものではあるまいか。

この点について、高橋清治論文は、興味ある事実を指摘している。レーニンは、1920年6月に「民族問題と植民地問題についてのテーゼ原案」を発表し、その第7項で、条約にもとづく連邦的關係（たとえば、フィンランド共和国、ラトヴィア共和国、アゼルバイジャン共和国、ウクライナ共和国などとロシア連邦共和国との関係）と自治にもとづく連邦關係（たとえば、バシキール自治共和国およびタタール自治共和国とロシア連邦共和国との関係。1918年の憲法以来、ロシア連邦共和国は「自治にもとづく連邦」と規定されていた）⁴⁴⁾という2つの連邦關係を区別した。これに対してスターリンは、6月12日付のレーニン宛書簡で、「あなたは連邦的關係のバシキールのタイプとウクライナのタイプの違いをもうけているが、実際にはこの差異はない。あるいは零に等しい程小さい」と書き送った、という。スターリンによれば、自治にもとづく關係と条約にもとづく關係、バシキールのような自治共和国とウクライナのような独立共和国、その間に差異はないというのである。彼が、ウクライナ、アゼルバイジャン、アルメニア、グルジアなどの独立共和国を、1918年以来のロシア連邦共和国内の自治共和国と同じ形態でロシア連邦共和国内に加入させようと

意図していたのは明らかである。レーニンは、この書簡に対し、「連邦にはさまざまなタイプがある」と書きこみをした、という。⁴⁵⁾

レーニンは、このように、さまざまなタイプの連邦関係をみとめる用意があったので、10月革命後のソヴィエト連邦の結成についても、上述のように、6つの民族共和国が、対等の資格で新しい連邦を結成するという柔軟な方針を打出すことができた。だが、スターリンは、分離しない民族には、直ちに、地方自治制を、という唯一の硬直した解決策しか持ち合わせがなかった。これが、1922—23年における「自治化計画」をめぐる両者の対立の原因であろうと思われる。⁴⁶⁾

たしかに、レーニンも地方自治制を主張している。だが、それは中央集権制の民主主義的補完物としての地方自治制であって、決して民族問題の唯一の具体的解決策としてのそれではない。⁴⁷⁾ このことは、レーニンが「地域自治と地方自治行政＝民主主義制度の一般原則」⁴⁸⁾と表現しているところからも明らかであるし、地方自治を認められるべき単位の境界を、民族的境界の他に経済的境界や生活様式上の境界をも考慮して定めるべきだと提案し、⁴⁸⁾「マルクス主義者は、もっぱら『民族的地域主義』の原則の基盤だけに立って⁴⁹⁾はならない」と述べているところからも明らかである。

さて、最後に、グルジア問題をめぐるレーニンとスターリンの対立をどう評価すべきかという問題が残っている。レーニンもスターリンも、結局のところ、単一不可分のロシア共和国、中央集権化されたロシア共和国を目指していたのであって、連邦制を「いろいろな民族の勤労者が完全に統一されるまでの過渡的形態である」⁵⁰⁾と考えていたのであるから、両者のちがいは、原則のちがいでではなく、単なる「一時的な譲歩」をみとめるか否かのちがいであり、要するに時間のかけ方、やり方（＝実施方法）の差だけである、と説く人もいる。田中克彦氏の見解⁵¹⁾である。ルイス・フィッシャーもまた、モスクワの至上の権力については両者の意見は一致しており、相違点は、ただ「レーニンは少数民族たちに独立という衣裳を着せることに同意しながら、モスクワから『民主主義的中央集権主義』を実施」

したのにたいし、「スターリンは独立という名前や装飾さえも恐れていた」⁵²⁾としている。たしかに、それはその通りであろう。だが、民族政策にあっては、長い間にわたってつちかわれてきた民族的不信や偏見の消滅をはかるための、この過渡的手段、この一時的譲歩こそが、最も重要な問題なのである。むしろ、民族問題における最も本質的な問題であるといってもよい。究極的な目標が同一であるからといって、この実施方法＝戦術的配慮の差異を過少に評価することは許されない。

4

レーニンとスターリンのもう一つの相違点は、抑圧民族（大ロシア民族）のナショナリズムと被抑圧民族（周辺諸民族）のナショナリズムに対するその態度の差である。レーニンは、抑圧民族のナショナリズムと排外主義を批判することに常に重点をおいていた。レーニンは、「他のすべての民族の憎悪をまねいた大ロシア民族のような民族は、特別に慎重でなければならない」⁵³⁾と述べ、「われわれ大ロシア人共産主義者は、われわれのあいだで大ロシア人的排外主義が、どんなわずかでも現われたばあいには、それをこのうえなく嚴重に追求しなければならない」⁵⁴⁾と主張した。なぜなら、大ロシア民族の排外主義こそが、周辺諸民族をロシア民族から離反させ、プロレタリアートの民族を越えた団結を阻害し、諸民族の自発的な接近と融合を阻止する最大の元凶だからである。民族問題の核心は、「まさに抑圧民族の社会主義者の行動にある」⁵⁵⁾というのがレーニンの主張の中心点であった。

他方で、彼は被抑圧民族のナショナリズムに対しては比較的好意的であった。被抑圧民族のブルジョア・ナショナリズムには、どれにも抑圧に反対する一般民主主義的内容がある、それゆえ、社会民主主義者は、被抑圧民族のブルジョアジーが、抑圧民族とたたかうかぎり、そのかぎりでも断固として彼らを支持すべきである、⁵⁶⁾というのがレーニンの見解であった。

ところが、スターリンは、被抑圧民族の閉鎖性、小民族のナショナリズム

ムを批判することに常に重点をおいている。たとえば、スターリンは、1921年7月6日グルジア共産党チフリス組織総会で演説して、ザカフカーズの局地的民族主義（郷土的民族主義）を次のような激しい言葉で攻撃した。グルジア共産主義者の当面の任務は、「民族主義との容赦のない闘争」である。グルジア共産党員は、「民族主義の残存物を一掃し、それを赤熱の鉄でやきはらい」、⁵⁷⁾「民族主義の怪物」を党から肅清しなければならない。まことに、レーニンの指摘するごとく、⁵⁸⁾いわゆる「社会民族主義者」に対するスターリンの憎悪は、きわめて激しいものである。

スターリンのこの演説の政治的効果を、ドイッチャーは興味ある対比で、次のように叙述している。「これはイギリスの一閣僚がイギリス帝国主義についてにがい思い出をいろいろと持っているダブリンの聴衆に向けてアイルランド民族主義の“怪蛇”^{ヒドラ}を非難するようなものであった。たとえば、この閣僚がアイルランド出身であったにせよ、またたとえ彼が大英帝国の完全な解体を宣言した革命的イギリス政府の代表として演説したにせよ、彼の言葉は聴衆の耳にさわったであろう。ことに新しいイギリスのアイルランド侵入直後に演説したとなれば、なおさらのことであったろう。だが、スターリンのチフリスでの発言が与えた効果は大体これと同じようなものであった⁵⁹⁾」。

第12回党大会（レーニン不在の最初の党大会）でのスターリンの演説は、彼自身の見解というよりも、政治局の見解、とりわけレーニンの意を受けたトロツキーの見解が強く表面に出たものであり、⁶⁰⁾それゆえ、民族問題についても総じて妥当な見解がみとめられる。たとえば、この報告の中に、周辺諸民族の反ロシア的民族主義は、究極的には、大ロシア的民族主義への反動であり、それへの応答であり、一定の防衛の形態である、⁶¹⁾という注目すべき発言がみられる。ここからは、当然、大ロシア民族主義を打倒すれば、同時に周辺諸民族の反ロシア民族主義も消滅するであろうと期待して、その行動力と闘争力をもっぱら大ロシア民族主義の打倒に集中すればよいという結論がひきだされるはずである。だが、スターリンはその

ような結論をひき出してはいない。彼はむしろ、「不幸なことには、若干の共和国ではこの防衛的な民族主義が攻撃的な民族主義に転化しつつある⁶¹⁾」と述べて、地方的民族主義との闘争を呼びかけているのである。

彼はまた、4月23日の「党建設および国家建設における民族的諸契機にかんする報告」では、大ロシア民族主義の危険が $\frac{3}{4}$ 、地方的民族主義の危険が $\frac{1}{4}$ などと数量的な割り振りをして、大ロシア排外主義の危険をより重視する発言を行っていたが、翌々日(25日)のこの報告の「結語」においては、この2つの民族主義を全く等置して、この両者に対する二正面作戦を提案している。

「もしわれわれが大ロシア的排外主義との戦いだけをおこなうならば、この闘争は、地方で発展しつつあって、とくにいまネップの諸条件のもとでは危険なタタール人などの排外主義者の闘争をかばうことになるであろう。われわれは2つの戦線で闘争をおこなわないではすまされない。なぜなら2つの戦線で——一方では、われわれの建設活動でおもな危険となっている大ロシア的排外主義と、他方では地方的排外主義と——たたかうばあいにはじめて成功をかちえることができるであろうし、この両面の闘争なしには、ロシア人および異民族の労働者と農民との結束は、えられないだろうからである。そうしなければ地方的排外主義を奨励することとなり、地方的排外主義に報賞をあたえる政策となるであろう。われわれは、それをゆるすことはできない⁶³⁾」。

もしスターリンが、グルジアの共産主義者として、グルジアの排外主義と闘うというのであれば、何ら問題はない。それは、まさにグルジア共産主義者が国際主義にいたるため必須の闘争である。だが、当時スターリンは、グルジアの人としてではなく、ロシアの人として、モスクワから発言していたのである。正しい戦術も立場が変れば、その実際的意味は逆転する。スターリンが、モスクワの声で周辺諸民族の排外主義の危険をかたる時、それはまぎれもなく大ロシア排外主義となるのである。彼自身このことをよく理解していた。「ロシア人共産主義者は、タタール、グルジ

ア、バシキールの排外主義とたたかうことはできない。なぜなら、もしロシア人共産主義者がタタールやグルジアとたたかうという困難な課題をひきうけるならば、彼らのこの闘争は、タタールやグルジアにたいする大ロシア的排外主義の闘争として評価されるであろう。⁸⁴⁾」 だが、スターリンが、グルジア共産党中央委員会を地方的民族主義の廉で告発した時、実際には彼自身が大ロシア排外主義の立場に陥ってしまったのである。

5

以上みてきたように、スターリンの民族理論上のいくつかの特質——第1に、民族自決権を国際的にも革命の利益に従属すべき権利としてしまったこと、第2に、辺境諸民族の分離権を結局のところ地方自治権にまで縮小してしまったこと、第3に、辺境諸民族（被抑圧民族）のナショナリズムを激しく敵視したこと——、これらは皆、彼がもしグルジア共産党の指導者であったならば、それほど有害なものとはならなかったであろう。いやむしろ、有害であるどころか、グルジア民族主義とたたかい、グルジア民族の内部でプロレタリアートの自決を促進していくという方向は、レーニンの理論にも合致する正しい方針であった。だが、辺境諸民族にとって不幸なことに、スターリンはモスクワの民族人民委員であり、書記長であり、やがて首相であった。スターリンの民族理論上の特質は、これが、モスクワから、大ロシア民族の中心地から主張される場合には、ことごとく大ロシア排外主義に陥る契機ばかりであった。レーニンの民族理論が、よりプロレタリア・インターナショナリズムに忠実であったのに対し、スターリンの民族理論は、大ロシア民族主義に陥る契機をより多く内包していたと断言してまちがいないであろう。

〔注〕

- 1) こうした観点からの研究文献としては、たとえば、高島善哉『民族と階級』（現代評論社、1970）石母田正『歴史と民族の発見』第2章「歴史学における民族の問題」（東京大

学出版会, 1952)

阪東宏「スターリン民族説の批判について——ポーランドにおける討論にそくして——」『歴史評論』1969年4月, 第224号)

日高定雄「ナーツィアという言葉」『法学志林』第53巻3・4号

2) 『レーニン全集』(大月書店)第6巻, 477ページ。

3) 同上, 同巻338ページ。

4) 同上, 第21巻324ページ。

5) 民族自決権が無条件の権利であるという主張は, レーニンの著作のいたるところにみられるが, さらに三つほどを引用しておこう。

「社会主義者は, 抑圧国(とくに, いわゆる「大国」)の社会民主諸党が, 被抑圧民族の自決権, しかもまさに政治的な意味での自決権, すなわち政治的分離の権利をみとめ, 主張することを, 無条件に要求しなければならない。大国, すなわち植民地をもつ国民の社会主義者で, この権利を主張しないものは, 排外主義者である」(『全集』第21巻, 324ページ)

「われわれは, …諸民族間の暴力による結合が見られるいたるところで, 各民族の政治的自決, すなわち分離の権利を無条件に, きっぱりと主張する」(『全集』第20巻, 231ページ)

「抑圧民族の成員は, 小民族が, 彼ら自身の共感にしたがって, 前者の国家に帰属しようが, 隣りの国家に所属しようが, それとも, 自立しようが, それには『無関心』でなければならない。こういう『無関心』がなければ, 彼らは社会民主主義者ではない」(『全集』第22巻, 405ページ)。

6) 『レーニン全集』第6巻, 338ページ。

7) 同上, 同巻469ページ。

8) 同上, 第20巻457ページ。

9) 同上, 第19巻456ページ。

これと同趣旨の発言は, レーニンの著作のいたるところにみられる。たとえば,

「われわれは, まさにこの〔階級〕闘争の利益に, 民族自決の要求を従属させなければならない。まさにこの条件にこそ, われわれの民族問題の立て方とブルジョア民主主義的な立て方との違いがある」(『全集』第6巻471ページ)。

「プロレタリアの意識を墮落させないこと, 階級闘争をあいまいにしないこと, ブルジョア民主主義的な空文句で労働者階級をたぶらかさないこと, プロレタリアートの今日の政治闘争の統一を破壊しないこと…われわれはこの条件のもとでだけ自決をみとめる」(同上, 同巻, 475ページ)

「社会民主党があらゆる民族の自決権を承認するからといって, それは, あれこれの民族の国家的分離の得失を, それぞれ一つ一つのばあいについて社会民主主義者が自主的な立場から評価することを, けっして否定するものではない。そ

れどころか、社会民主主義者は、資本主義の発展の諸条件や、あらゆる民族のブルジョアジーが一つになってさまざまな民族のプロレタリアを抑圧している諸条件を考慮にいれ、さらにまた、民主主義の一般的任務、まず第1に、なによりも、社会主義をめざすプロレタリアートの階級闘争の利益を考慮に入れて、自主的な評価をくださなければならない」（『全集』、第19巻、248ページ）。

ここでは、民族自決権の条件付承認が主張されている。これと、注（5）で引用した民族自決権の無条件の承認とは、どのように矛盾なく把握できるのであろうか。私見によれば、本文で述べたように、民族自決権の対内的側面と対外的側面とを分け、対外的には絶対的権利（無条件の承認）、対内的には相対的権利（条件付承認）とすることによってはじめて統一的に把握できると思う。けだし、民族自決権が、対外的にも——つまり、民族相互間でも——革命の利益に従属すべき相対的権利であって、革命の利益に反するとの口実のもとに他民族からの介入が正当化されるとすれば、およそ民族自決権を承認する意味は全くなくなってしまふからである。

10) 『レーニン全集』第19巻、79ページ。

11) レーニンは、いかなる場合にも、この原則を忠実にまもったというわけではない。彼がこの原則から大きく逸脱したのは、1920年4月から始まるロシア・ポーランド戦争の時である。この時、レーニンは最も強硬に赤軍のワルシャワ進撃を主張した。彼は赤軍の銃剣でヨーロッパ革命を打診するつもりであった。だが、これは銃剣をつきつけて革命を外国に持ち込むことは許されないという彼自身の年来の主張とあらわに対立するものであった。ロシア革命の長期にわたる孤立が、彼の冷静な判断を狂わせたのであろう。ドイッチャー著、田中・橋本・山西訳『武装せる予言者・トロツキー』（新潮社）477—491ページ。同じくドイッチャー著、上原和夫訳『スターリン』（みすず書房）I、175—177ページ。

12) レーニンはゴリキーあての手紙の中で次のようにスターリンを推奨している。「われわれの仲間にはすばらしいグルジア人が、オーストリアその他のすべての資料をあつめて、『プロスヴェシチェニエ』のために、長いあいだかかりきりで大論文を書いています」（『レーニン全集』第35巻、80ページ）。

さらに、「ロシア社会民主労働党の民族綱領について」の中でも、レーニンは、「ここでは第一にスターリンの論文が推される」（同上、第19巻、583ページ）と述べて、スターリンの『マルクス主義と民族問題』を推している。

13) スターリン『マルクス主義と民族問題』国民文庫、67ページ。『スターリン全集』第2巻、344ページ。

14) 同上、国民文庫、69ページ。『全集』、同巻、346ページ。

15) 同上、国民文庫、121ページ。『全集』、同巻、392ページ。スターリンが、たとえ個人として反対であっても、民族自決権の方を尊重するつもりであったこと

は、次の一文より分る。

「私は個人的には、たとえば外カフカーズの分離にたいしては、外カフカーズやロシアにおける全般的な発展とか、またプロレタリアートの闘争の一定の諸条件とか、その他を考へて、反対意見をのべるであろう。しかし、もし外カフカーズの諸民族がなおも分離を要求するのであれば、もちろん彼らは分離することになろうし、また、われわれのがわからの反対行動にであうこともないであろう」（国民文庫、140ページ）。だが、これは、1922—3年のグルジア問題におけるスターリンの態度とは一致しない。

16) 同上、国民文庫、122ページ。『全集』、同巻、393ページ。

17) 『スターリン全集』第4巻、24ページ。

18) 同上、同巻、43ページ。

19) 同上、同巻、43ページ。

20) たとえば、レーニンは、1918年1月に次のようにいう。

「ヨーロッパに社会主義革命がやってくるにちがいないし、やってくるであろうことは、疑う余地がない」（『全集』第26巻、453ページ）。

「ドイツ革命が、近い将来、何週間というほどの最短期間にはじまるであろう」（同上、同巻、458ページ）

21) ローザ・ルクセンブルクは、『ロシア革命論』の中で、この点を厳しく批判した。

「ポリシェヴィキは、今まで彼らが示してきた純粋な国際的階級政策の精神に基づいて、ロシア帝国の全領土に亘る革命的諸勢力の緊密な結束を図ることもなく、ロシア帝国の全版図を革命地域として必死に守ることもなく、ロシア革命の及ぶ限り、一切の民族のプロレタリアの団結と一体性とを政治の至上命令としてあらゆる民族主義的独立要求に対立させるということもなく、『国家的離脱を含む民族自決権』という耳も聳する民族主義的空語によって、全く逆に、全近隣諸国のブルジョアジーに対して、こともあろうに、その反革命的努力の申分なく立派な口実を与え、旗を与えたのであった」。

(Zur russischen Revolution. Rosa Luxemburg Gesammelte Werke. Dietz Verlag Berlin 1974, Bd. 4. S. 350. 邦訳『ローザ・ルクセンブルク選集』、現代思潮社、1962、第4巻、245ページ。)

22) E・H・カーは、フィンランドの例をあげて次のようにいう。「ソヴィエト政府は、隣国のブルジョア政府と、それを覆そうとしていた胎生期の労働者の政府とをともに承認するという異常な状態に立つことになった」（『ポリシェヴィキ革命』（みすず書房）I 238ページ）

23) 『スターリン全集』第4巻、53ページ。

24) スターリン「10月変革と民族問題」 国民文庫『マルクス主義と民族問題』所

- 取 153—154ページ。『全集』第4巻, 188ページ。
- 25) スターリン「ロシアの民族問題にかんするソヴィエト権力の政策」同上国民文庫, 170ページ。『全集』385—386ページ。
- 26) 同上国民文庫 170—171ページ。『全集』386ページ。
- 27) Alfred Cobban “The Nation State and National Self-Determination”
邦訳 柴田卓弘訳『民族国家と民族自決』（早稲田大学出版部）214ページ。
この引用文につづいてA・コバンは次のように述べているが、けだし、妥当な見解であろう。「要するにモスクワが少数民族に対して語っていることは、『諸君は分離権をもっている。これはわれわれが諸君の民族的地位にもとづいて諸君のうちに認める固有の権利である。しかしながら実際には、軍事的、経済的理由が、諸君のこの権利の行使を不可能にしている。にもかかわらず、われわれは、連邦内における諸君の平等のパートナーシップの証としてこの権利を公式に宣言するものである』というのであった」。
- 28) 『レーニン全集』第42巻, 777ページ, M・レヴィン, 河合秀和訳『レーニンの最後の闘争』（岩波書店）巻末「付録資料」I, 162—163ページ。
- 29) M・レヴィン, 上掲書, 67ページ。
- 30) 『レーニン全集』第42巻, 590—593ページ。
- 31) 同上, 同巻, 778—779ページ。M・レヴィン, 前掲書, 167—168ページ。
この決議案にもとづいて、やがてソヴィエト連邦が結成されるのであるが、このソヴィエト連邦の中央諸制度は、事実上ロシア連邦の中央諸制度がそのまま移行したものである、というE・H・カーの指摘がある。『ボルシェヴィキ革命』I, 邦訳, みすず書房, 330ページ。
- 32) 高橋清治「ロシア革命における『グルジア問題』」『ロシア史研究』29号 31ページ。
- 33) 1922年10月21日に、レーニンはグルジア共産党中央委員会, ツィンツァーゼおよびカタラーゼ宛に「オルジョニキッセに向けられた中傷をきっぱりと非難」するという電報を送っている。『レーニン全集』第45巻, 757—756ページ。M・レヴィン, 前掲書, 61ページ。
- 34) Richard Pipes “The Formation of the Soviet Union: Communism and Nationalism, 1917—1923. (Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1954)
- 35) Moshé Lewin, Le Dernier Combat de Lénine, Les Édition de Minuit, 1967. 河合秀和訳『レーニンの最後の闘争』（岩波書店, 1969)
- 36) たとえば、次のようなものがある。
木村英亮「ロシア周辺の革命」『岩波講座 世界歴史』25
高橋清治「革命・地域・民族——ザカフカスの革命の諸問題」, 同「『グルジア

問題』の史的展開—ソヴェト同盟形成史序説」(以上、菊地昌典編『ロシア革命論』、田畑書店、1977所収)。同「ロシア革命における『グルジア問題』——第12回党大会覚書——」『ロシア史研究』29号、1979

渡辺寛「民族問題——スターリンとの対立を中心に」 同氏著『レーニンとスターリン』(東京大学出版会、1976)所収、など。

- 37) 『レーニン全集』第36巻 715—722ページ。以下、「覚え書」からの引用は、すべてこの箇所からである。
- 38) ザカフカズ連邦共和国は、1936年12月5日、再びアゼルバイジャン、アルメニア、グルジアの3国に分裂した。
- 39) 『レーニン全集』第45巻、791ページ。
- 40) 同上、同巻、793ページ。
- 41) スターリン『マルクス主義と民族問題』 国民文庫、128ページ。『全集』第2巻、399ページ。
- 42) スターリン「民族問題にかんする報告」 国民文庫、140ページ。『全集』第3巻、73—74ページ。
- 43) 同上、国民文庫、143ページ。『全集』76ページ。
- 44) 『レーニン全集』第31巻、138ページ。
- 45) 高橋清治「『グルジア問題』の史的展開——ソヴェト同盟形成史序説」 菊地昌典編『ロシア革命論』田畑書店、348ページ。
- 46) スターリンの民族理論には一般に弾力性が欠けているという点については、高島善哉氏もこれを指摘している。「スターリンの民族理論は、実は、レーニンの思想からその深さをかすめとり、レーニンの方法態度からその弾力性を捨象することによって作製されたものだ、という感じを禁じえないのである」(高島善哉『民族と階級』現代評論社、154ページ)
- 47) たとえば、レーニンの次の表現をみよ。「資本主義の発展のために必要な中央集権の原則は、このような(地方的および地域的)自治によってくつがえされないばかりでなく、反対に、そのおかげで——官僚主義的にでなく民主主義的に——実現される」(『レーニン全集』第20巻、34ページ。)
- 48) レーニン著 村田陽一、坂井信義訳『民族問題ノート』(大月書店) 66ページ。
- 49) 『レーニン全集』第20巻、38ページ。
- 50) 同上、第31巻、138ページ。
- 51) 田中克彦『言語の思想』(NHKブックス) 112—113ページ。
- 52) 木村英亮「ロシア周辺の革命」『岩波講座 世界歴史』25、128ページ。L・フイッシャー 猪木正道他訳『レーニン』(筑摩書房、1967) 下巻、361ページ。
- 53) 『レーニン全集』第29巻、186ページ。
- 54) 同上、第30巻、296ページ。

- 55) 同上, 第21巻, 298ページ。
- 56) 同上, 第20巻, 439—440ページ。だが, レーニンは「われわれは, 被抑圧民族が特権をもとめる志向を, けっして大目に見ない」とつけ加えるのを忘れなかった。
- 57) 『スターリン全集』第5巻, 106—109ページ。
- 58) 『レーニン全集』第36巻, 717ページ。
- 59) ドイッチャー著, 上原和夫訳『スターリン』(みすず書房) I, 194ページ。
- 60) I・ドイッチャーは次のように指摘している。「政治局の会議では, 彼は譲歩的, 妥協的で, 彼が大会のために起草中の動議に対する修正案をすべてこころよく受け入れた。彼は批判者に言葉の上で譲歩する機会をみな歓迎しているかのようであった。このような結果, 対少数民族政策についてのスターリンの動議は彼自身の調子よりトロツキーの調子をはるかに強くでているものとなった」(『スターリン』I, 205ページ) 高橋清治「ロシア革命における『グルジア問題』」『ロシア史研究』29号, 29ページ。
- 61) 『スターリン全集』第5巻, 255ページ。
- 62) 同上, 256—257ページ。
- 63) 同上, 274ページ。
- 64) 同上, 273ページ。

(1980年5月14日)